

新コ第 29 号  
令和5年4月21日

高齢者施設 管理者様

岡山県子ども・福祉部  
指 導 監 査 室 長  
岡山県保健医療部  
新型コロナウイルス感染症対策室長

### 5 類移行後の新型コロナウイルス感染症患者退院時及び帰所時のお願い

平素から本県の新型コロナウイルス感染症対応に多大なる御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）については、令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置づけられ、様々な対応方針を見直すこととなります。具体的には、一部を除き、これまでの特別な対応はなくなり、季節性インフルエンザと同様の対応となります。

つきましては、新型コロナに罹患した利用者が、貴施設へ退院もしくは受診後に帰所となった場合について、次の内容について御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1 退院前の新型コロナ検査を求めないことについて

これまで、新型コロナに罹患した利用者が退院する場合、医療機関に退院前の新型コロナ検査を要求しないよう広く周知してまいりましたが、いまだに検査を要求されることがあるようです。退院前の新型コロナ検査については、必要性に乏しいだけでなく、原則として保険適用外であり、患者の全額自己負担となる可能性もあります。検査結果によって退院の判断に影響を与えることもないため、不要な検査要求はお控えください。

#### 2 帰所時の対応について

利用者が発熱等の症状を認めるか、もしくは新型コロナ陽性と判明していて病状が悪化した等の理由により医療機関を受診し、診察の結果、入院は必要ないと判断された場合は、すみやかに施設へ帰れるよう手配をお願いします。

### 3 移送について

5類移行後は行政による移送は全て適用外となり、施設の送迎や介護タクシー（利用者負担）による移送となります。

（問合せ先）

岡山県新型コロナウイルス感染症対策室

医療調整班 今城

TEL : 086-226-7949 MAIL : corona-md@pref.okayama.lg.jp